

## 小型まき網漁業

番号	制限措置(規則第11条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
6-1-4	いわし、あじ、さばまき網(1そうまき網)漁業	1隻	5トン未満	定めなし	共第45号の共同漁業権の漁場区域内。ただし、火光を利用する網漁業の禁止区域を除く。	1月1日から12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲江浦又は大字猪串浦に住所を有する者	令和4年2月25日から同年3月25日まで

### 備考

- 1 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
- 2 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。
- 3 この告示に係る許可の有効期間は、許可の通知日から令和8年10月31日までとする。